

積算基準の改定に伴う週休2日補正の変更について（お知らせ）

令和8年6月
たつの市

みだしの件について、本市における取り扱いを下記のとおりお知らせします。

記

1. 積算基準の改定に伴う週休2日補正対象工事の変更

(1) 改正内容

週休2日制の労務費等の補正対象工事を港湾工事、土地改良工事、治山林道工事とします。

その他の土木工事については、補正を行いません。

2. 改正時期

令和8年6月23日以降に公告する本市が発注する土木工事

3. その他

詳細については、「令和7年度 積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）」[単価適用年月日が令和8年6月1日の設計書から適用](#)を参照して下さい。

兵庫県では、週休二日（交替制）が実施されていますが、たつの市においては、今後の検討とします。